

問い合わせに関すること

R2.4.17現在

支援制度名	対象者	内容	担当課・問い合わせ先	備考
新型コロナウイルス感染症に関する一般的な問合せ	市民	新型コロナウイルス感染症に関する一般的な問合せ	健康課（保健センター） 電話番号 82-3223	
緊急事態宣言に関する問合せ（和歌山県設置）	県民	和歌山県の緊急事態宣言に関する内容の問合せ（和歌山県より）	和歌山県（専用ダイヤル） 073-431-2684 073-431-5726 073-431-5751 受付時間（平日） 9：00～17：45（祝日除く）	
帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル（和歌山県設置）	和歌山県外から帰省された方及び転勤された方	左記に該当する方は2週間の自宅待機と右記のダイヤルに連絡してほしい。 県庁と保健所で情報を共有し、健康管理のサポートをしてくれる。（県からのお願い）	帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル（24時間対応） TEL：073-441-2170 FAX：073-431-1800	インターネットでも登録可
帰国者・接触者相談センター	市民	風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合の相談先 （受診の要否や受信先の医療機関を紹介してくれる）	湯浅保健所 平日9：00～17：45 （時間外・休日も対応） 電話番号 64-1291	
新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（健康相談）	市民	新型コロナウイルス感染症に関しての健康相談	湯浅保健所 平日9：00～17：45  和歌山県庁 073-441-2170（専用ダイヤル）24時間対応	